

資料 6

青谷地域振興未来会議資料

令和8年9月29日

担当課

地域振興課

耕作放棄地の草刈りに対する補助制度の創設について

令和7年度第3回青谷地域振興未来会議において提案いただいた表記の件の対応状況を下記のとおり報告します。

1 委員提案の内容について

- ・ 農業者の高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地が急速に増加している
- ・ 放置された農地は雑草が生い茂り、害虫の発生や害獣の侵入など、近隣の民家や農作物へ被害を引き起こす要因となっている。
- ・ 営農をあきらめた耕作放棄地もある中で、所有者や所有者から委託を受けた者が除草目的の補助金を受ける仕組みを考え、除草による放棄地の環境整備を推進できないか。
- ・ (例) 毎年、年間の除草計画を提出させ除草単価を設定し、実施した写真を添付した報告書を提出し、確認後に除草面積に応じた補助金を支払う。

2 耕作放棄地における除草補助金の現状

(1) 国の主な関連制度・交付金

・ 多面的機能支払交付金

地域が共同で農地等を保全する取組を支援する。農地・水路・農道等の地域資源を地域共同で保全する活動が対象となっており、農地の法面、農道、水路周辺の草刈りも対象となっている。

・ 農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支線事業）

耕作されずに荒れてしまった農地を再び耕作できる状態に戻すための作業や簡易な基盤整備などを直接支援する事業。市町村、農地所有者、耕作者が実施主体となり、地域の話し合い（地域計画）の妨げとなっている荒廃農地の再生整備のため、草刈り、支障物撤去などの作業費用を補助する制度。

(2) 県・市町村単独の制度（鳥取県内の主な制度）

・ とっとり共生の里（鳥取県）

農村と企業等が連携して農地・農業用施設の保全や有休農地の再生活用等に取り組む。農

地、農業用施設の草刈りや、遊休農地の再生、鳥獣害防止柵の設置などが対象活動となっている。

・機構活用遊休農地再生利用事業（鳥取市）

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が実施主体となり、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して遊休農地を借り受け、担い手への集積・集約化を図るために、障害物の撤去や深耕・整地などの農地再生を行う事業を支援する制度。遊休農地の再生後、地域計画に位置付けられた地域内の農業を行う者が耕作することが確実な農地の草刈、抜根等の費用を保補助する。

・農地適正管理費補助事業（境港市）

遊休農地（現在耕作していない、今後も予定がない農地）の所有者が、業者などに草刈りを依頼した際の費用を一部補助する制度。1箇所の農地につき初回1回限り。

<用語の整理：「耕作放棄地」「荒廃農地」「遊休農地」>

●耕作放棄地

農林水産省が5年ごとに実施している「農林業センサス」における統計上の用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」。一時的に休耕している農地とは異なり、今後も耕作する意思がない農地。

●荒廃農地

荒廃農地調査において、「現に耕作されておらず、耕作放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に困難となっている農地」。

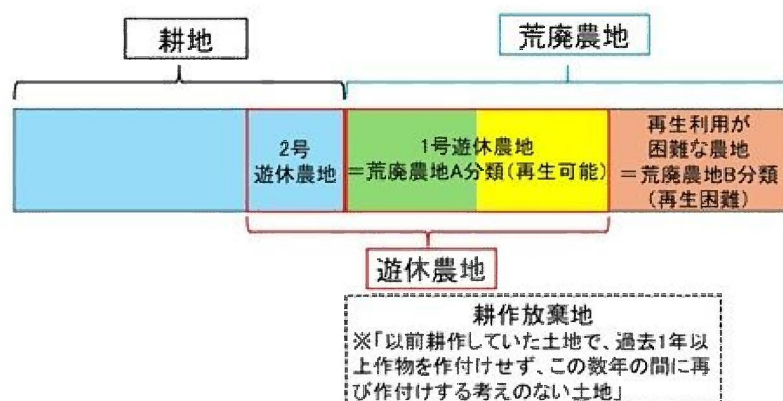
荒廃の程度によって、下記のとおり区分される。

- ・再生利用が可能な荒廃農地（荒廃農地A分類）※下記「1号遊休農地」と同じ
- ・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（荒廃農地B分類）

●遊休農地

農地法上の用語で、下記の2種類に分類される。

- ・現に耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地（1号遊休農地）
- ・周辺の農地と比較して、利用の程度が著しく低い農地（2号遊休農地）



一方、これらの制度は、「今後も営農や保全管理を継続すること」を前提としており、「所有者が営農をせず除草のみを行う」という土地に対しての補助制度は全国的にも事例が少ない。

3 提案の対応方針について

- ・本市は、個人資産である農地、土地について、所有者の責任において維持管理することを依頼しており、自ら除草ができない所有者に対しては、シルバー人材センターや民間事業者等による代行サービスの活用案内や相談支援を行っています。
- ・所有者責任となる個人資産の農地、土地の管理に対して直接公金（補助金）を投入することは、公平性の観点から困難であると考えます。
- ・一方で、耕作放棄地の問題が所有者個人の問題にとどまらず、広く地域の環境保全に関わる課題として解決を図る場合、各地区の「まちづくり協議会」において地域主体の取組として共有し、話し合っていただくことが、解決に向けたきっかけになると考えます。